



宮 崎 県 公 報

平成25年11月28日 (木曜日) 第 2544 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁		頁
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… (循環社会推進課) 1		援事業所) の名称の変更…………… (国保・援護課) 4	
告 示		○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の所在地の変更…………… (“) 4	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… (国保・援護課) 3		○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の休止…………… (“) 4	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護支援事業所) の指定…………… (“) 3		○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止…………… (“) 4	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の名称の変更…………… (“) 3		○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (“) 5	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支		○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (障害福祉課) 5	
		○道路の区域の変更 (2 件) …………… (道路保全課) 5	
		○宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出…………… (会計課) 5	
		公 告	
		○争議行為の通知…………… (労働政策課) 6	

規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第40号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 (平成15年宮崎県規則第40号) の一部を次のように改正する。

別記様式第5号を次のように改める。

様式第 5 号 (第 3 条関係)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者
住所

氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印
(市町村にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

一般廃棄物処理施設の軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 3 項 (第 9 条の 3 第 11 項において準用する同法第 9 条第 3 項) の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日		許可 (届出) 年 月 日 第 号	
変更 の 内 容	△軽微な変更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更		
	△廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5 条の 4 に掲げる事項の変更 (同条第 6 号関係を除く。)		
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5 条の 4 第 6 号に掲げる事項		
	(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
	(ふりがな) 名称	住所	
	(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員 (法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む。)、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
	(ふりがな)	生年月日	本籍
	氏名	役職名・呼称	住所
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日	
※事務処理欄			
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5 条の 4 第 6 号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 683号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年11月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
総合メディア株式会社	福岡県福岡市中央区天神 2-14-8	そうごう薬局 日向店	東臼杵郡門川町南町 4-147	平成25年 11月1日
合同会社和	都城市下川東一丁目 2 号 3 番地	訪問介護サービスステーション つくしんぼう	都城市下川東一丁目 2 号 3 番地	平成25年 9月9日
医療法人緑の風	延岡市平原町 3 丁目12 99番地 1	認知症対応型デイサービスセンター 棕の実	延岡市平原町 2 丁目11 96番地 5	平成25年 9月1日
有限会社二葉薬局	小林市真方 13番地	二葉薬局 小林南店	小林市細野 2758-6	平成25年 9月1日
総合メディア株式会社	福岡県福岡市中央区天神 2 丁目14 番 8 号	そうごう薬局 えびの店	えびの市大字原田字西谷ノ口 3187-2	平成25年 8月1日
峰商事有限公司	都城市今町 7904番地 1 00	ヘルパーステーション 峰寿	都城市梅北町 11829番地	平成25年 7月1日
峰商事有限公司	都城市今町 7904番地 1	デイサービス 峰寿	都城市梅北町 11829番	平成25年 7月1日

	00		地	
有限会社すみれ	鹿児島県曾於市大隅町月野 838番地 6	訪問介護事業所ののみ	都城市野々美谷町 2206-3	平成25年 2月12日

宮崎県告示第 684号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年11月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社フジエントプライズ	延岡市浜砂二丁目10番 29号	居宅介護支援事業所 ふじ	西臼杵郡高千穂町大字三田井 6593 番地 2	平成25年 10月1日
特定非営利活動法人心の芽	日南市殿所 81番地 4	ケアプランセンター 心の芽	日南市殿所 81番地 4	平成25年 9月1日

宮崎県告示第 685号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年11月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉法人報謝会	西諸県郡高原町大字蒲牟田7348番地2	老人短期入所施設ウィーン風の風	都城市五十町2368番地1
社会福祉法人報謝会	西諸県郡高原町大字蒲牟田7348番地2	老人短期入所施設ミッシェル高崎	都城市高崎町大牟田1920番地2
合同会社太陽	日向市都町41番地5	デイサービス太陽	延岡市船倉町2丁目2番地2

2 届出事項

居宅介護事業者の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
老人短期入所施設ウィーン風の風	老人短期入所施設ミュージズの星五十町	平成25年10月1日
老人短期入所施設ミッシェル高崎	老人短期入所施設ミュージズの星高崎	平成25年10月1日
デイサービス太陽	デイサービスあくた中央店	平成25年11月1日

宮崎県告示第 686号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年11月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉法人清風会	東臼杵郡美郷町西郷区田代2208	椎葉村在宅介護支援センター	東臼杵郡椎葉村大字下福良1829-2

2 届出事項

居宅介護支援事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
椎葉村在宅介護支援センター	平寿園居宅介護支援事業所	平成25年9月1日

宮崎県告示第 687号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年11月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
三寿産業株式会社	日向市鶴町2丁目2番16号	ケアステーション日向	日向市原町3丁目1番地17号

2 届出事項

居宅介護事業者の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
日向市原町3丁目1番地17号	日向市鶴町2丁目2番16号	平成25年8月1日

宮崎県告示第 688号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成25年11月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人綾町社会福祉協議会	東諸県郡綾町大字南保615番地	社会福祉法人綾町社会福祉協議会	東諸県郡綾町大字南保615番地	平成25年9月30日

宮崎県告示第 689号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年11月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人孝仁会	都城市山田町中霧島3156番地	山田医院	都城市山田町中霧島3156番地	平成25年9月30日
医療法人社団邦楽会河村医院	都城市梅北町11829番地	医療法人社団邦楽会河村医院	都城市梅北町11829番地	平成25年6月30日
医療法人社団邦楽会河村医院	都城市梅北町11829番地	ヘルパーステーション峰寿	都城市梅北町11829	平成25年6月30日

宮崎県告示第690号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成25年11月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	指定年月日
大川原 義晴 (おおかわら鍼灸治療院)	都城市都原町7238-2	平成25年10月15日

宮崎県告示第691号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成25年11月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
このはな薬局	宮崎市	薬局	平成25年10月1日

宮崎県告示第692号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年11月28日から平成25年12月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年11月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
8	県道	竹田五ヶ瀬線	西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字黒板3962番9地先から同郡同町同大字同字3962番4地先まで	旧	25.0~41.2	39.2
				新	23.4~38.6	

宮崎県告示第693号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年11月28日から平成25年12月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年11月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
309	県道	川床日向新富停車場線	児湯郡新富町大字新田字岩瀬164番1地先から同郡同町同大字字瀬ノ口18255番1地先まで	旧	5.4~14.0	325.0
				新	5.4~14.0	
					7.0~25.0	

宮崎県告示第694号

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成25年11月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

変更前		変更後		変更年月日
売りさばきをする場所	売りさばき人の名称	売りさばきをする場所	売りさばき人の名称	
延岡市川原	延岡農業協	延岡市川原	延岡農業協	平成25年

崎町 281番地 1 延岡農業協同組合内	同組合	崎町 281番地 1 延岡農業協同組合本店内	同組合	11月 1 日			店内		
延岡市伊形町6065番地 同 伊形支店内	〃	延岡市北一ヶ岡 4 丁目 4 番地 8 同 伊形支店内	〃	〃	東臼杵郡北川町大字川内名7103番地 同 北川支店内	〃	延岡市北川町川内名7103番地 同 北川支店内	〃	〃
延岡市北一ヶ岡 4 丁目 4 番地 8 同 一ヶ岡出張所内	〃	廃止	〃	〃	東臼杵郡北浦町大字古江2402番地 2 同 北浦支店内	〃	延岡市北浦町古江2402番地 2 同 北浦支店内	〃	〃
延岡市三須町1234番地 4 同 三須出張所内	〃	廃止	〃	〃	延岡市恒富町 4 丁目 27 番地 同 あたご出張所内	〃	延岡市恒富町 4 丁目 27 番地 同 あたご支店内	〃	〃
延岡市細見町3635番地 3 同 細見出張所内	〃	廃止	〃	〃	東臼杵郡北方町子2394番地 同 曾木出張所内	〃	廃止	〃	〃
延岡市平田町1089番地 1 同 平田出張所内	〃	延岡市平田町1088番地 3 同 平田支店内	〃	〃	公 告				
延岡市稲葉崎町 1 丁目 2624番地 同 東海支店内	〃	延岡市大門町 804番地 同 東海支店内	〃	〃	労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第 1 項の規定により、宮崎医療生協労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。				
延岡市桜ヶ丘 1 丁目 699番地 9 同 桜ヶ丘出張所内	〃	廃止	〃	〃	平成25年11月28日				
延岡市川島町2733番地 1 同 川島出張所内	〃	廃止	〃	〃	宮崎県知事 河 野 俊 嗣				
東臼杵郡北方町卯1336番地 同 北方支店内	〃	延岡市北方町川水流卯1366番地 同 北方支	〃	〃	1 争議行為の目的 冬季一時金および諸要求について				
					2 争議行為の日時 平成25年12月 4 日 午前 8 時30分から10時30分まで				
					3 争議行為を行う場所 宮崎市大島町天神前1171 宮崎生協病院内				
					4 争議行為の概要 全面ストライキ				